

大日倶楽部オラ
【介護保険事業者番号3070100916】

営業時間:8:30~17:30

① 大規模型通所介護費(Ⅱ)

定員90名

6級地 10.27円

介護保険給付	基本サービス費 (1日あたり)	所要時間	要介護区分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
			単位数	金額	単位数	金額	単位数	金額	単位数
介護保険給付	基本サービス費 (1日あたり)	3時間以上4時間未満	単位数	345	395	446	495	549	
			金額	3,543円	4,056円	4,580円	5,083円	5,638円	
		4時間以上5時間未満	単位数	362	414	468	521	575	
			金額	3,717円	4,251円	4,806円	5,350円	5,905円	
		5時間以上6時間未満	単位数	525	620	715	812	907	
			金額	5,391円	6,367円	7,343円	8,339円	9,314円	
		6時間以上7時間未満	単位数	543	641	740	839	939	
			金額	5,576円	6,583円	7,599円	8,616円	9,643円	
		7時間以上8時間未満	単位数	607	716	830	946	1,059	
			金額	6,233円	7,353円	8,524円	9,715円	10,875円	
		8時間以上9時間未満	単位数	623	737	852	970	1,086	
			金額	6,398円	7,568円	8,750円	9,961円	11,153円	
					(要介護)入浴介助加算(Ⅰ)		40	410円/日	
					(要介護)入浴介助加算(Ⅱ)		55	564円/日	
			(要介護)個別機能訓練加算(Ⅰ)イ		56	575円/日			
			(要介護)個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ		76	780円/日			
			(要介護)中重度ケア体制加算		45	462円/日			
			(要介護)若年性認知症入所者受入加算		60	616円/日			
			(要介護)科学的介護推進加算		40	410円/月			
			(要介護)サービス提供体制加算(Ⅰ)		22	225円/日			
			(要介護)サービス提供体制加算(Ⅱ)		18	184円/日			
			(要介護)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		月の総単位数の9.2%				
			(要介護)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		月の総単位数の9.0%				
			(要介護)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		月の総単位数の8.0%				
			(要介護)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		月の総単位数の6.4%				
その他	昼食代(1食) ※別途糖尿ゼリーが必要な場合、20円加算				520円				
	※水曜日のみ昼食選択制サービス実施				①800円	②520円			
	オムツ代				実費				

※介護給付費部分の利用者負担は介護保険負担割合証に記載されている割合に応じた負担となります。

※上記点数及び金額は、関係法令その他物価の変動等により不定期に改定する可能性があります。

※ご請求は、1か月ごとに単位数の合計に係数を掛け金額に換算しますので、1日あたり単価の合計と差異が

生ずる場合があります。

※職員体制に基づく加算は職員配置状況により算定しないことがあります。

※基本サービス所要時間、各種加算については利用者の通所介護計画により異なります。

※所要時間2時間以上3時間未満のサービスについては各要介護区分の4時間以上5時間未満の所定単位数の100分の70に相当する単位数での算定となります。



各加算サービスについて

入浴介助加算(Ⅰ)について

- 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行った場合に算定することができる加算です。

入浴介助加算(Ⅱ)について(上記の要件に加えて)

- 医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。
- 当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等と連携の下で、当該利用者の身体の状態や訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。
- 上記の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこと。

個別機能訓練加算(Ⅰ)イについて

- 利用者の心身の状態に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を設定し、利用者の生活意欲が増進されるよう支援することで算定することができる加算です。
- 通所介護を行う時間帯を通じて、常勤・専従の機能訓練指導員(※)を1名以上配置
(※)機能訓練指導員：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ師、指圧師

個別機能訓練加算(Ⅰ)ロについて

- 利用者の心身の状態に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を設定し、利用者の生活意欲が増進されるよう支援することで算定することができる加算です。
- 個別機能訓練加算(Ⅰ)イで配置された理学療法士等に加え、通所介護を行う時間帯を通じて専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置。
(※)機能訓練指導員：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ師、指圧師

科学的介護推進体制加算について

- 科学的介護推進体制加算は、科学的介護に取り組む施設を評価する加算です。
LIFE(科学的介護情報システム)へのデータ提出とフィードバックの活用：施設は定期的に利用者情報をLIFEに提出しフィードバックを受け取ります。
PDCAサイクルの推進とケアの質の向上、LIFEを活用して、科学的根拠に基づいた介護サービスを提供することでケアの質を向上させる加算です。

中重度者ケア体制加算について

- 社会性の維持を図り、在宅生活の維持に必要なケアやリハビリを計画的に実施するプログラムを作成し、支援することで算定できる加算です。
- 運営基準に規定する看護職員または介護職員数に加え、看護職員または介護職員を常勤換算で2人以上配置。
- 前年度または算定月の前3月間の利用者総数のうち、要介護3以上の割合が30%以上
- 専ら通所介護の提供にあたる看護職員を1人以上配置

サービス提供体制加算(Ⅰ)について

- 当該事業所においてサービスを提供し続けるための手厚い介護体制の確保を推進する観点から、介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が70%以上。または介護職員の総数のうち勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上。

サービス提供体制加算(Ⅱ)について

- 当該事業所においてサービスを提供し続けるための手厚い介護体制の確保を推進する観点から、介護職員の総数うち介護福祉士の割合が50%以上

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)について

- 1か月につき所定単位(基本サービス+加算)の92/1000単位が加算されます。

介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)について

- 1か月につき所定単位(基本サービス+加算)の90/1000単位が加算されます。

介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)について

- 1か月につき所定単位(基本サービス+加算)の80/1000単位が加算されます。

介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)について

- 1か月につき所定単位(基本サービス+加算)の64/1000単位が加算されます。

大日倶楽部オラ
【介護保険事業者番号3070100916】

①営業時間:8:30~17:30

介護予防通所介護相当サービス費

定員90名

10 円

介護予防通所介護相当サービス(現行サービス)			
事業対象者 要支援1	単位数	1,798	週1回程度
	金額	17,980	
要支援2相当の 事業対象者 要支援2	単位数	3,621	週2回程度
	金額	36,210	
(要支援1)サービス提供体制加算(Ⅰ)		88	880 /月
(要支援1)サービス提供体制加算(Ⅱ)		72	720 /月
(要支援2)サービス提供体制加算(Ⅰ)		176	1,760 /月
(要支援2)サービス提供体制加算(Ⅱ)		144	1,440 /月
(要支援) 科学的介護推進体制加算		40	400 /月
(要支援) 生活機能向上グループ活動加算		100	1,000 /月
(要支援) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		月の総単位数の9.2%	
(要支援) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		月の総単位数の9.0%	
(要支援) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		月の総単位数の8.0%	
(要支援) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		月の総単位数の6.4%	
昼食代(1食) ※別途糖尿ゼリーが必要な場合、20円加算		520円	
※水曜日のみ昼食選択制サービス実施		①800円	②520円
その他	オムツ代	実費	

※法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合証に記載のある割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

※上記点数及び金額は、関係法令その他物価の変動等により不定期に改定する可能性があります。

※ご請求は、1か月ごとに単位数の合計に係数を掛け金額に換算しますので、1日あたり単価の合計と差異が生ずる 場合があります。

※基本サービス所要時間、各種加算についてはご利用者の通所介護計画により異なります。

※介護予防給付型通所サービス(現行相当サービス)を利用の場合、契約者との契約開始又は解除については契約日(サービス事業者と利用者が契約を締結した日)又は契約解除日を起算日として日割で算定します。

ただし、契約月内にサービスサービス提供がなかった場合、当該月については報酬算定することができません。その場合、初回のサービス提供日の属する月以降、月額報酬の算定が可能です。

また、途中で利用者が死亡した場合は契約解除の取り扱いに準じ、死亡日を起算日として日割り請求を行います。

各加算サービスについて

サービス提供体制加算(Ⅰ)について

○ 当該事業所においてサービスを提供し続けるための手厚い介護体制の確保を推進する観点から、介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が70%以上。または介護職員の総数のうち勤続10年以上の介護福祉士の占める割合

サービス提供体制加算(Ⅱ)について

○ 当該事業所においてサービスを提供し続けるための手厚い介護体制の確保を推進する観点から、介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上

生活機能向上グループ活動加算について

○ 自立した日常生活を営むための共通の課題を有する利用者に対し、グループで生活機能の向上を目的とした活動を行った場合に算定することができる加算です。

若年性認知症入所者受入加算について

○ 介護事業所において、若年性認知症の利用者を受け入れ個別に担当者を定めた上で、その担当者を中心に利用者の特性やニーズに応じたサービスを行なった場合に算定することができる加算です。
※若年性認知症利用者とは、40歳以上65歳未満の脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態の方。

科学的介護推進体制加算について

○ 科学的介護推進体制加算(LIFE加算)は、科学的介護に取り組む施設を評価する加算です。
LIFE(科学的介護情報システム)へのデータ提出とフィードバックの活用:施設は定期的に利用者情報をLIFEに提出し、フィードバックを受け取ります。
PDCAサイクルの推進とケアの質の向上、LIFEを活用して、科学的根拠に基づいた介護サービスを提供することでケアの質を向上させる加算です。

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)について

○ 1ヵ月につき所定単位(基本サービス+加算)の92/1000単位が加算されます。

介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)について

○ 1ヵ月につき所定単位(基本サービス+加算)の90/1000単位が加算されます。

介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)について

○ 1ヵ月につき所定単位(基本サービス+加算)の80/1000単位が加算されます。

介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)について

○ 1ヵ月につき所定単位(基本サービス+加算)の64/1000単位が加算されます。

大日俱樂部オラ
【介護保険事業者番号3070100916】

①営業時間:8:30~17:30

予防給付型通所介護サービス費

定員90名

6級地

10.27 円

予防給付型通所介護サービス(現行サービス)			
事業対象者 要支援1	単位数	1,798	週1回程度
	金額	18,465	
要支援2相当の 事業対象者 要支援2	単位数	3,621	週2回程度
	金額	37,187	
(要支援1)サービス提供体制加算(Ⅰ)		88	903 /月
(要支援1)サービス提供体制加算(Ⅱ)		72	739 /月
(要支援2)サービス提供体制加算(Ⅰ)		176	1,807 /月
(要支援2)サービス提供体制加算(Ⅱ)		144	1,478 /月
(要支援)科学的介護推進体制加算		40	410 /月
(要支援)生活機能向上グループ活動加算		100	1,027 /月
(要支援)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		月の総単位数の9.2%	
(要支援)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		月の総単位数の9.0%	
(要支援)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		月の総単位数の8.0%	
(要支援)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		月の総単位数の6.4%	
昼食代(1食) ※別途糖尿ゼリーが必要な場合、20円加算		520円	
※水曜日のみ昼食選択制サービス実施		①800円	②520円
その他	オムツ代		実費

②営業時間 : 9:00~12:00(1単位) 13:00~16:00(2単位)

通常の事業実施地域 短時間型通所サービスについては、和歌山市に限る。

定員15名/2単位

短時間型通所サービス(緩和型サービス)			
事業対象者 要支援1・2	単位数	315	週1回程度 (月5回まで)
	金額	3,235円	
要支援2相当 事業対象者 要支援2	単位数	315	週2回程度 (月10回まで)
	金額	3,235円	

※法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合証に記載のある割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

※上記点数及び金額は、関係法令その他物価の変動等により不定期に改定する可能性があります。

※ご請求は、1か月ごとに単位数の合計に係数を掛け金額に換算しますので、1日あたり単価の合計と差異が生ずる 場合があります。

※基本サービス所要時間、各種加算については利用者の通所介護計画により異なります。

※予防給付型通所サービス(現行相当サービス)を利用の場合、利用者との契約開始又は解除については、契約日(サービス事業者と利用者が契約を締結した日)又は契約解除日を起算日として日割で算定します。

ただし、契約月内にサービスサービス提供がなかった場合、当該月については報酬算定することができません。

その場合、初回のサービス提供日の属する月以降、月額報酬の算定が可能です。

また、月途中で利用者が死亡した場合は契約解除の取り扱いに準じ、死亡日を起算日として日割り請求を行います。

各加算サービスについて

サービス提供体制加算(Ⅰ)について

○当該事業所においてサービスを提供し続けるための手厚い介護体制の確保を推進する観点から、介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が70%以上。または介護職員の総数のうち勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が

サービス提供体制加算(Ⅱ)について

○当該事業所においてサービスを提供し続けるための手厚い介護体制の確保を推進する観点から、介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上

生活機能向上グループ活動加算について

○自立した日常生活を営むための共通の課題を有する利用者に対し、グループで生活機能の向上を目的とした活動を行った場合に算定することができる加算です。

若年性認知症入所者受入加算について

○介護事業所において、若年性認知症の利用者を受け入れ個別に担当者を定めた上で、その担当者を中心に利用者の特性やニーズに応じたサービスを行なった場合に算定することができる加算です。
※若年性認知症利用者とは、40歳以上65歳未満の脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態の方。

科学的介護推進体制加算について

○科学的介護推進体制加算(LIFE加算)は、科学的介護に取り組む施設を評価する加算です。
LIFE(科学的介護情報システム)へのデータ提出とフィードバックの活用:施設は定期的に利用者情報をLIFEに提出し、フィードバックを受け取ります。
PDCAサイクルの推進とケアの質の向上、LIFEを活用して、科学的根拠に基づいた介護サービスを提供することでケアの質を向上させる加算です。

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)について

○1か月につき所定単位(基本サービス+加算)の92/1000単位が加算されます。

介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)について

○1か月につき所定単位(基本サービス+加算)の90/1000単位が加算されます。

介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)について

○1か月につき所定単位(基本サービス+加算)の80/1000単位が加算されます。

介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)について

○1か月につき所定単位(基本サービス+加算)の64/1000単位が加算されます。